

# 令和8年度就学援助（新入学用品費）の入学前支給について（お知らせ）

令和7年12月 太宰府市教育委員会 学校教育課

就学援助とは、太宰府市立の小学校・中学校に在籍の児童生徒、または県立の小・中学校（中高一貫教育学校の中等部含む）に在籍する太宰府市在住の児童生徒のうち、経済的な理由で給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの保護者の方に、費用の一部を援助する制度です。

令和8年4月に入学予定の方で、下記期間内に申請し認定された方には、就学援助費のうち「新入学用品費」を入学前の3月に支給します。

ただし、市外に転出予定で太宰府市立学校に入学しない方や、県立学校に入学予定で入学前に市外に引っ越す方は、対象となりません。



令和発祥の都

PRキャラクター

おとものタビット

## ◆援助の対象となる方

下記の（1）～（4）のいずれかに該当する世帯

（1）生活保護法に基づく保護の停止または廃止の措置を受けて1年以内の世帯

（2）市民税が非課税とされ、または減免の適用を受けている世帯

（3）児童扶養手当の支給を受けている世帯

※児童扶養手当とは、主に母子及び父子世帯の方が対象の手当です。児童手当とは異なります。

（4）経済的に困っている世帯。世帯状況によって所得や課税で審査します。（所得課税制限あり）

※令和7年度の所得や課税制限を超えていた場合は、令和8年度の所得や課税で6月以降に再審査します。

## ◆申込期間・受付場所

申込期間：令和8年1月13日（火）から2月13日（金）

場所：市役所2階学校教育課窓口（平日8：30～17：00、土・日・祝日は除く）

※2月13日を過ぎた場合、5月8日（金）まで受付しますが、入学前の支給はできません（7月支払い予定）

※5月8日を過ぎて受付した場合は、申請した月からの適用となり、新入学用品費は対象外となりますのでご注意ください。

※入学前支給の申請で認定された場合、新入学用品費以外の費目についても支給対象となりますので、当年度に再度就学援助の申請をする必要はありません。ただし、翌年度は再度申請が必要です。

## ◆申請に必要なもの

### ◎必ず必要なもの

①就学援助費受給申請書（兼世帯票）※1月13日から配布開始

②保護者名義の振込先がわかるもの（預金通帳等）※申請書に振込口座を記入するため

### ◎上記「◆援助の対象となる方」の要件ごとに必要となるもの

（1）に該当する場合・・・停止または廃止の日付が分かる書類

（3）に該当する場合・・・児童扶養手当支給証明書（郵送での提出は、写しを同封）

（4）に該当する場合・・・令和7年度の所得や課税がわかるもの（令和7年1月1日時点で太宰府市外に在住していた人のみ）（18歳以上の同世帯全員分）

## ◆申請書等配布場所

申請書は1月13日から太宰府市役所2階学校教育課窓口および太宰府市のホームページにて配布します。

ホームページアドレス：<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

（ページID：18091）※ホームページ画面の「情報をさがす」からページID検索できます。

## ◆支給項目および金額

(参考 令和7年度支給額)

※令和8年度の支給金額については、後日決定します。

項目	小学校	中学校
給食費	実費	
学用品費	年額 11,630円	年額 22,730円
通学用品費	(2~6年生対象) 年額 2,270円	(2・3年生対象) 年額 2,270円
※1 新入学用品費	(1年生対象) 年額 57,060円  4月分から認定を受けた、新1年生が対象になります。	(1年生対象) 年額 63,000円
修学旅行費	実費（一部対象外の項目あり） (支給の対象は、学校教育課で調査します。)	
校外活動費 (宿泊なし)	見学料・交通費 (支給の対象は、学校教育課で調査します。)	
校外活動費 (宿泊あり)	見学料・交通費 (支給の対象は、学校教育課で調査します。)	
生徒会費		実費 (5,550円上限)
PTA会費	実費 (3,450円上限)	実費 (4,260円上限)
クラブ活動費		(部活動等所属者対象) 年額 6,000円
医療費	保護者が医療機関で本来負担する額 (学校での健康診断の結果、対象になる場合は医療券を発行します)	
卒業アルバム代等	実費 (11,000 円上限)	実費 (10,000 円上限)

○ 7月、12月、3月に分けて支給します（おおむね、その月の最後の水曜日に支給予定です）。

※新1年生で令和8年2月13日(金)までに申請した方は、新入学用品費のみ入学前に支給します(3月支払)。

※各小中学校での校納金の金額や口座振替の手続きについては、各学校で取り扱いを行なっていますので、各学校に直接お問い合わせください。

## ◆留意事項

- 就学援助は、「毎年度」申請が必要です。
- 就学援助費は、申請した当月から適用となります。ただし、5月8日(金)までに申請され、認定された場合は、4月分から適用します。
- 校納金に未納がある場合は、いったん学校に支払い、校納金を差し引いた額を保護者へ支給することができますので、ご了承ください。
- 認定の可否については、後日郵送で結果を通知します。
- FAX・メールでの申請はできません。

お気軽にお問合せ  
ください☆



### 問い合わせ先

〒818-0198 太宰府市觀世音寺一丁目1番1号

太宰府市教育委員会 学校教育課 義務教育係

☎ 092-921-2121 (内線) 478・469・448